

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成27年3月25日

ネット通販で急増！ニセモノ商品にご注意を！

相談内容

2週間前、携帯のネット通販で「ブランドバックが70%OFF」との表示を信じ注文した。代金2万1千円は前払いだったので、業者指定の口座に振り込んだ。しかし、3日前届いたバッグは明らかに偽ブランドのバッグだ。業者連絡先に電話番号の記載はない。何度も「別の商品が届いた、注文品を送ってほしい」とメールを送っているが、返信がない。業者が指定した銀行口座の名義は外国人の名前だった。どうしたらいいか。

消費生活センターからのアドバイス

1. ニセモノ商品はの入手先はネット通販が多くなっています。悪質なサイトを見抜くポイントは、正規販売店より極端に値引きされている 会社の運営者氏名、住所、電話番号が記載されていない サイトの日本語表記が、外国語を直訳したようで不自然 振込口座が会社名ではなく外国人の個人名 などです。
2. ニセモノ商品は知的財産権を侵害して企業に損害を与えますので、拳銃や麻薬と同じく輸入が禁止されています。税関が知的財産を侵害する疑いがあると判断すれば品物は没収・廃棄処分になります。また、知的財産侵害物品を国内に持ち込むと、場合によっては罰金や懲役が科されることもあります。
3. ネット通販は慎重に行い、前払いは絶対に避けましょう。
おかしいと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月～金曜日)…午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	松浦市消費生活センター (0956-72-1861)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	対馬市消費生活相談所 (0920-52-8322)
島原市消費生活センター (0957-62-9100)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	西海市消費生活センター (0959-37-0145)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
平戸市消費生活センター (0950-22-4111)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
壱岐市消費生活センター (0920-48-1111)	

他各市町相談窓口